



宮 崎 県 公 報

平成25年 9 月30日 (月曜日) 第 2527 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1

告 示

○県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部改正…… (財政課) 2

○救急病院の認定…… (医療業務課) 2

○有害興行の指定…… (こども家庭課) 3

○道路の区域の変更 (2件) …… (道路保全課) 3

○道路の供用の開始 (2件) …… (道路保全課) 3

○宮崎県港湾管理条例の規定による使用料の徴収開始の日及び徴収対象港湾…… (港湾課) 4

○建築基準法に基づく道路の位置の指定…… (建築住宅課) 4

訓 令

○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…… (行政経営課) 4

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (経・備・財課) 5

○土地改良区の定款変更の認可…… (農村整備課) 5

○公共測量の実施の通知…… (管理課) 5

○入札公告…… 5

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年 9 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第37号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則 (昭和40年宮崎県規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表 (第 2 条関係)		別表 (第 2 条関係)	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1～5の2 [略] 6 老人福祉法 (昭和38年法律第 133号) による 次の事務 (1)～(16) [略] (17) 第29条第7項の規定による報告の徴収並 びに質問及び検査に関すること。 7～19の23 [略] 19の24 宮崎県農地・水・環境保全向上対策補助 金交付要綱 (平成19年 6 月28日定め) による次 の事務 (1) 第13条第2項の規定による協議に関する こと。 (2) 第14条の規定による協議に関すること。 (3) 第15条第1項の規定による協議に関する こと。 (4) 第15条第2項の規定による実施状況の確 認に関すること。 20～63 [略]	西臼杵支 庁長	1～5の2 [略] 6 老人福祉法 (昭和38年法律第 133号) による 次の事務 (1)～(16) [略] (17) 第29条第9項の規定による報告の徴収並 びに質問及び検査に関すること。 7～19の23 [略] 19の24 宮崎県農地・水保全管理支払交付金交付 要綱 (平成19年 6 月28日定め) による次の事務 (1) 第15条第2項の規定による協議に関する こと。 (2) 第16条の規定による協議に関すること。 (3) 第17条第1項の規定による協議に関する こと。 (4) 第17条第2項の規定による実施状況の確 認に関すること。 20～63 [略]
[略]		[略]	

福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長	1～4の2 [略] 5 老人福祉法による次の事務（福祉こどもセンターに限る。） (1)～(16) [略] (17) 第29条第7項の規定による報告の徴収並びに質問及び検査に関すること。 6～9 [略]	福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長	1～4の2 [略] 5 老人福祉法による次の事務（福祉こどもセンターに限る。） (1)～(16) [略] (17) 第29条第9項の規定による報告の徴収並びに質問及び検査に関すること。 6～9 [略]
[略]		[略]	
農林振興局長	1～2の29 [略] 2の30 宮崎県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要綱による次の事務 (1) 第13条第2項の規定による協議に関すること。 (2) 第14条の規定による協議に関すること。 (3) 第15条第1項の規定による協議に関すること。 (4) 第15条第2項の規定による実施状況の確認に関すること。 3～25 [略]	農林振興局長	1～2の29 [略] 2の30 宮崎県農地・水保全管理支払交付金交付要綱による次の事務 (1) 第15条第2項の規定による協議に関すること。 (2) 第16条の規定による協議に関すること。 (3) 第17条第1項の規定による協議に関すること。 (4) 第17条第2項の規定による実施状況の確認に関すること。 3～25 [略]
[略]		[略]	
付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）		付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）	
1～9 [略] 10 県営ほ場整備事業計画及び県営農地保全整備事業計画費補助金交付要綱（昭和49年6月26日定め）に基づく補助金 11～47 [略]		1～9 [略] 10 県営ほ場整備事業等計画、県営農地保全整備事業計画及び国営関連県営土地改良事業計画費補助金交付要綱（昭和49年6月26日定め）に基づく補助金 11～47 [略] 48 「農」と「企業」のみやざきフードビジネス創出事業補助金交付要綱（平成25年4月1日定め）に基づく補助金のうち、地域6次産業化ネットワーク活動事業に係る補助金	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 575号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示（平成16年宮崎県告示第21号）の一部を次のように改正し、この告示は平成25年10月1日から適用する。

平成25年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
[略]			[略]		
島浦町漁業協同組合	[略]		島浦町漁業協同組合	[略]	
庵川漁業協同組合	同	同			
[略]			[略]		

宮崎県告示第 576号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成25年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院 機構宮崎病院	児湯郡川南町大字川南 19403番地 4

2 救急病院等の認定の有効期間

平成25年10月16日から平成28年10月15日まで

宮崎県告示第 577号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成25年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
25年-49	映画	淫 D r e a m まどろむ白衣	渡辺（元）組 ＜オーピー映画＞	平成25年9月18日
25 -50	映画	縄の貴婦人 牝を吊り下げる	大門組 ＜新日本映像＞	
25 -51	映画	女教師 秘密の放課後	加藤組 ＜オーピー映画＞	
25 -52	映画	変態夫婦 とろける寝室	池島組 ＜オーピー映画＞	
25 -53	映画	義父の愛人 絡みあう素肌	荒木組 ＜大蔵映画＞	
25 -54	映画	若妻淫熟 ダブル性感帯	渡辺（譲） ＜新東宝映画＞	
25 -55	映画	異父姉妹 だらしのない下半身	荒木組 ＜オーピー映画＞	
25 -56	映画	フィルス （原題）F I L T H	アップリンク （イギリス）	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年9月30日から平成25年10月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
40	県道	都農綾 線	児湯郡都農 町大字川北 字上助代55 24番8地先 から同郡同 町同大字同 字5521番2 地先まで	旧	9.4 ～ 12.4	62.0
				新	9.8 ～ 25.8	60.0

宮崎県告示第 579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年9月30日から平成25年10月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
432	県道	元狩倉 日南線	日南市大字 吉野方字下 登り尾7441 番1地先か ら同市同大 字同字7429 番1地先ま で	旧	5.4 ～ 11.1	116.0
				新	9.1 ～ 15.3	117.0

宮崎県告示第 580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年9月30日から平成25年10月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
40	県道	都農綾線	児湯郡都農町大字川北字上助代5524番8地先から同郡同町同大字同字5521番2地先まで	平成25年9月30日

宮崎県告示第 581号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年9月30日から平成25年10月14日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
432	県道	元狩倉日南線	日南市大字吉野方字下登り尾7441番1地先か	平成25年10月1日

			ら同市同大字同字7429番1地先まで	
--	--	--	--------------------	--

宮崎県告示第 582号

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）附則第 2 項の規定により、棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場の船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象港湾を次のとおり定める。

平成25年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 使用料徴収開始の日
平成25年11月1日
- 2 徴収対象港湾
平岩港

宮崎県告示第 583号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 25-5	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武 寛	小林市真方字南小 林原 514番4、5 14番12、515番47 、515番50、514 番3の一部	6.00	81.10	平成25 年8月 12日
			5.00	16.10	
			4.00	42.27	

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成25年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第 8 号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第 9（第10条関係）				別表第 9（第10条関係）			
出先機関名	第 1 代決者	第 2 代決者	第 3 代決者	出先機関名	第 1 代決者	第 2 代決者	第 3 代決者
[略]				[略]			
身体障害者相談センター	[略]			身体障害者相談センター	[略]	<u>主任</u>	
[略]				[略]			

附 則

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成25年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年9月17日	特定非営利活動法人かがわ・ざわわ会	樋口 正子	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町2丁目2番地1	この法人は、誰もが安心して暮せる地域社会を実現するために、地域福祉活動を行い、もって地域の福祉及び保健の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、向田吉野方土地改良区(日南市)から平成25年5月17日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎地方気象台長から次のとおり通知があった。

平成25年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量(水準測量)
- 作業地域
日南市東部
- 作業期間
平成25年9月2日から平成25年10月31日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 競争入札に付する事項
 - 借入物品及び数量 L A N用端末機器一式
 - 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - 契約期間 平成26年3月1日から平成31年2月28日まで
 - 納入場所 仕様書のとおり
 - 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者であっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は、(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習犯又はその恐れのある者でないこと。
 - 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体をいう。
 - 暴力団員とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。
 - 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であって、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当する者をいう。
 - 暴力団の威力を背景に暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う恐れがある者。
 - 暴力団又は暴力団員に対し、賃金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続開始

の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 25号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、前記 3 の資格要件を満たすことを証明できる書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

(1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110

(2) 提出期間 平成25年 9 月 30 日（月）から平成25年10月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、平成25年11月 11 日（月）までに通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成25年 9 月 30 日（月）から平成25年11月12日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成25年 9 月 30 日（月）から平成25年10月22日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

7 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室

(2) 日時 平成25年11月13日（水）午後 2 時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110

12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Personal computers of Miyazaki Pref. Police WAN System, 1 set

(2) Time limit for tender 2:00 p.m. 13 November, 2013

(3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110